

外来生物法

釣りをされる方へ

生きた状態の
外来生物の
取扱いに
ご注意ください



オオクチバス (一財)自然環境研究センター



オオタナゴ



チャネルキャットフィッシュ (一財)自然環境研究センター



ブルーギル (一財)自然環境研究センター

【釣りをする際の注意点】

外来生物法は、

釣りすること自体を規制するものではありませんが、次の注意が必要です。

釣った魚の運搬・放出について

外来生物法では、特定外来生物の運搬や放出などを規制しています。特定外来生物である魚類(オオクチバスなど)を釣った場合には、運搬や放出などはできません。

※釣った魚などをその場で放す行為(キャッチ&リリース)は本法では規制されません。ただし、自治体によっては独自に「キャッチ&リリース」を条例で禁止している場合があるので注意が必要です。

※釣つてその場で絞めた場合、その後の運搬などについては本法では規制されません。

※特定外来生物以外の外来種についても、釣った場所以外では放さないようにしてください。

釣り大会などの注意点

●釣ったオオクチバスなどは、釣り大会終了後は生きたまま保持することはできません。

※本法で規制される「保管」に当たります。

●釣ったオオクチバスなどを生きたまま、湖周道路などを釣った湖沼・河川の外に持ち出したり、釣った湖沼や河川の一定水域以外の湖沼・河川に運んだりすることはできません。

※本法で規制される「運搬」に当たります。

※湖周道路などに至らない公園、マリーナ、漁港等での取扱いは本法で規制されません。

●釣ったオオクチバスなどをリリースする場合は釣り人自らが行わないといけません。例えば、釣り大会での検量行為は大会主催者が行うときも釣り人が立ち会い、そのリリースも釣り人が行ってください。

※リリースを大会主催者に任せることは、本法で規制される「譲渡し等」に該当します。

外来種被害予防3原則

～侵略的外来種による被害を予防するために～

①入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

②捨てない

(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)
飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

③拡げない

(増やさないことを含む)

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

外来種は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多く、その問題は日常生活に密着した問題であるため、国民の皆様一人一人のご理解と適切な対応が求められています。外来種に関わる際には、この3原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力をお願いします。生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長したときの大きさ、生態等を十分調べた上で、責任を持って終生飼育してください。

お問い合わせ先

〈最寄りの環境省地方環境事務所等の野生生物課〉

北海道地方環境事務所 TEL: 011-299-1950	近畿地方環境事務所 TEL: 06-6881-6505
釧路自然環境事務所 TEL: 0154-32-7500	中国四国地方環境事務所 TEL: 086-223-1561
東北地方環境事務所 TEL: 022-722-2870	高松事務所 TEL: 087-811-7240
関東地方環境事務所 TEL: 048-600-0817	九州地方環境事務所 TEL: 096-322-2413
中部地方環境事務所 TEL: 052-955-2139	那覇自然環境事務所 TEL: 098-858-6400
長野自然環境事務所 TEL: 026-231-6570	

詳しくは▶ <http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

〈環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室〉

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: 03-5521-8344 FAX: 03-3581-7090

外来生物対策室ホームページ

 日本の外来種対策



<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

令和2年11月2日改訂

環境省・農林水産省

〔 外来種とは 〕

- もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域から導入された生物のことを指します。
- 日本の野外に生息する外来種の数は、2,000種を超えるといわれています。これらは、意図的・非意図的に関わらず、日常的にもともといなった地域に導入されています。
- 外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。
- 一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを侵略的外来種といいます。

〔 外来生物法とは 〕

- 生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的外来種を**特定外来生物**として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡、放出などを規制すること、また、野外にいる特定外来生物の防除を進めることで侵略的外来種の被害を防止することを目的としています。
- 魚類**については、**オオクチバス**などが**特定外来生物**に指定されています。釣りを行う際には一定の注意が必要ですので、このリーフレットをよくご覧ください。

外来種が引き起こす3つの悪影響

① 日本固有の生態系への影響

- 在来種（もともとその地域にいる生物）を食べる



- 近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



- 在来種のすみかを奪ったり、えさを奪い合ったりする



② 人の生命・身体への影響

- 毒をもっている
- 人をかんだり刺したりする

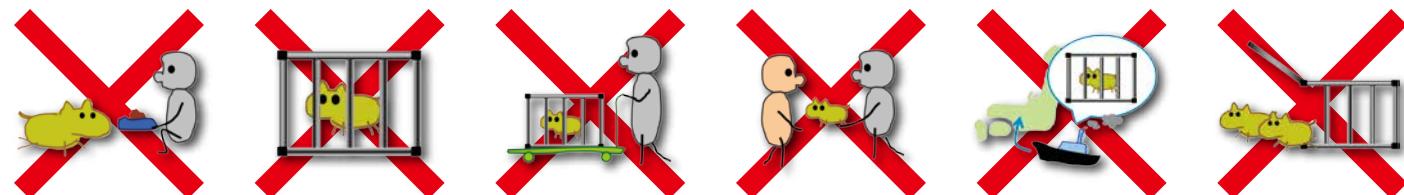


③ 農林水産業への影響

- 農林水産物を食べる
- 畑を踏み荒らす



特定外来 生物は
飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、野外 に放つことなどが原則として禁止されます。



※これらの項目に違反した場合、最高個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます

特定外来生物リスト

ほ乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス(タイワンリス)、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウブハイイロリス、キタリス(エゾリスを除く)、マスクラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、フリーマングース、ジャワマングース、シママングース、アキシシジカ属、シカ属(ホンシュウジカ、ケラマジカ、マダシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シソウ、キヨン、タイワンザル × ニホンザル、アカゲザル × ニホンザル
鳥類	カナダガン、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ、ハナガメ(タイワンハナガメ)、ス温ヒノーキノボリトカゲ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ、ハナガメ × ニホンイシガメ、ハナガメ × ミナミイシガメ、ハナガメ × クサガメ
両生類	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスキヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル(キューバアマガエル)、コキコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシヅガエル、アジアムグリガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類	ガー科全種、ガー科に属する種間の交雑により生じた生物、オオタナゴ、コウライギギ、ブラウンブルヘッド、チャネルキャットフィッシュ、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロッパナマズ(ヨーロッパオナマズ)、カワカマス科、カワカマス科に属する種間の交雫により生じた生物、カダヤシ、ガンブシア・ホルプロオキ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ラウンドゴービー、ナイルパー、ホワイトパー、ホワイトバス、ストライプバス、ホワイトバス × ストライプバス(サンシャインバス)、ラップ、ヨーロピアンパー、パイクパー、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類	アカボシゴマダラ(アカボシゴマダラ奄美亜種を除く)、クビアカツヤカミキリ、アングラートウスマルバネクワガタ、バラデバマルバネクワガタ、ギンテウスマルバネクワガタ、カツラマルバネクワガタ、マエダマルバネクワガタ、マキシムスマルバネクワガタ、ペラルマトスマルバネクワガタ、サンダースマルバネクワガタ、タナカマルバネクワガタ、ウォーターハウスマルバネクワガタ、テナガコガネ属(ヤンバルテナガコガネを除く)、クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイヨウオマルハナバチ、ハヤシゲフシアリ、アルゼンチンアリ、ソレノブיסイ・ゲニタ種群、ソレノブисイ・サエヴィスマ種群、ソレノブיסイストゥリデンス種群、ソレノブィス・ヴィルレンス種群、上記4種群に属する種間の交雫により生じた生物、コカミアリ、ツマアカズメバチ
甲殻類	ティケロカンマルス・ヴィロス、ザリガニ科全種、アメカラザリガニ科全種(アメカラザリガニを除く)、アジアザリガニ科全種(ニホンザリガニを除く)、ミナミザリガニ科全種、モクガニ属(モクガニ、オガサラモクガニを除く)
クモ・サリ類	キヨクトウサリソリ科全種、アトラクス属、ハドロニユケ属、ロクソスケレスガウコ、ロクソスケレスラエタ、ロクソスケレスレクルサ、ゴケグモ属(アカオビゴケグモを除く)
軟体動物等	カワヒバリガイ属、クワッガガイ、カワホトギスガイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューギニアヤリガタリクワズムシ
植物	ナガエツルノゲトイウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ(ウォーターラーティア)、アントラ・クリスター、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ツルヒヨドリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、ナガエモウセンゴケ、オオフサモ(パロットフェザー)、エフクレタヌキモ、ウツリクラリア・インフラ、ウツリクラリア・プラテンシス、ルドヴィギア・グラントリフロラ、ビーチグラス、スバルティナ属、オオカワヂシャ

合計7科13属123種9交雫種(156種類) 令和2年11月2日現在

お知らせ

- 学術研究、展示、生業の維持などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、主務大臣の許可を受けることが必要です(オオクチバスなどの管理釣り場(いわゆる釣り堀)や養殖場についても、本法の許可が必要になります)。
- ペット・観賞の目的で特定外来生物の飼育等をすることは禁止されています。ただし、特定外来生物に指定された時、既に飼育等をしていた個体に限り、許可を得て飼育等をすることができます。その場合、指定後半年以内に許可の申請を行う必要があります。

- 特定外来生物以外にも「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」については、輸入に制限がかかります。
- 特定外来生物の野外への放出等は原則として禁止されていますが、防除に資する学術研究の目的で行う場合に限り、あらかじめ主務大臣の許可を得て行うことができます。
- 手続などの詳細につきましては、裏面の「お問合せ先」までご連絡ください。